

第 6 7 5 号 平成22年7月10日 発行	<h1 style="margin: 0;">天理市公報</h1>	発行 天 理 市 編集 総務部総務課
----------------------------	-----------------------------------	-----------------------

目 次

条 例	番号	頁数	訓 令	番号	頁数
・天理市議会委員会条例の一部を改正する条例	22	2	・天理市事務処理規程の一部改正について	8	18
・天理市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	23	3	・天理市臨時職員等取扱要綱の一部改正について	9	19
・天理市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	24	3			
			告 示	番号	頁数
・天理市一般職の職員の退職手当に関する条例及び天理市上下水道局に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	25	4	・放置自転車等の保管について	170	19
・天理市中心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例	26	4	・行旅死亡人の取り扱いについて	171	19
・天理市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例	27	5	・放置自転車等の保管について	172	20
			・放置自転車等の保管について	173	20
			・放置自転車等の保管について	174	21
			・放置自転車等の保管について	175	21
			・放置自転車等の保管について	176	21
			・放置自転車等の保管について	177	22
			・放置自転車等の保管について	178	22
			・放置自転車等の保管について	179	22
			・放置自転車等の保管について	180	23
			・放置自転車等の保管について	181	23
			・公示送達について	182	24
			・国土調査の実施について	183	24
			・放置自転車等の保管について	184	24
			・放置自転車等の保管について	185	24
			・放置自転車等の保管について	186	25
			・放置自転車等の保管について	187	25
			・放置自転車等の保管について	188	26
			・平成22年度天理市一般会計補正予算（第1号）及び平成22年度天理市下水道事業会計補正予算（第1号）の要領について	189	26
			・放置自転車等の保管について	190	31
			・公示送達について	191	32
			・公示送達について	192	32
			・放置自転車等の保管について	193	32
			・放置自転車等の保管について	194	33
			・平成22年度天理市一般会計補正予算（第2号）の要領について	195	33
			・放置自転車等の保管について	196	34
			・天理市重度心身障害老人等医療費助成要綱の一部改正について	197	34
規 則	番号	頁数			
・天理市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	17	5			
・天理市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則	18	8			
・天理市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則の一部を改正する規則	19	15			
・天理市事務分掌規則の一部を改正する規則	20	17			
・天理市長の政治倫理に関する規則の一部を改正する規則	21	18			
・身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び児童福祉法に基づく居宅生活支援費及び施設訓練等支援費の基準等に関する規則及び身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び児童福祉法に基づく指定居宅支援及び指定施設支援の事務処理に関する規則を廃止する規則	22	18			
・天理市人権センター条例施行規則の一部を改正する規則	23	18			

告 示	番号	頁数	選挙管理委員会	番号	頁数
・天理市重度障害者タクシー実施要綱の一部改正について	198	34	・選挙人名簿及び在外選挙人名簿に登録をした者の氏名を記載した書面の縦覧場所について	8	45
・放置自転車等の保管について	199	35	・参議院議員通常選挙につき、在外選挙人が期日前投票を行う投票所について	9	45
・自転車等駐車場における放置自転車等の保管について	200	35	・選挙権を有する者の直接選挙に必要な選挙人の数について	10	45
・放置自転車等の保管について	201	36	・参議院議員通常選挙における期日前投票所の場所について	11	46
・放置自転車等の保管について	202	36	・参議院議員通常選挙における天理市役所期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任について	12	46
・放置自転車等の保管について	203	37	・参議院議員通常選挙における各投票区の投票所の場所について	13	46
・天理市環境クリーンセンターにおけるごみ処理手数料の徴収事務の委託について	204	37	・参議院議員通常選挙の本市開票区の場所及び日時について	14	46
公 告			・参議院議員通常選挙における各投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任について	15	46
・一般競争入札について	20	37	・参議院議員通常選挙における開票管理者及びその職務を代理すべき者の選任について	16	46
・一般競争入札について	21	39	・参議院選挙区選出議員選挙における候補者氏名等の掲示の順序を定めるくじを行う場所及び日時について	17	46
・農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の変更について	22	41	・参議院議員通常選挙における開票立会人として届出のあった者が10人を超えるとき等におけるくじを行う場所及び日時について	18	47
・一般競争入札について	23	41	公営企業		
教育委員会			・天理市指定給水工事業者の指定について	11	47
・天理市立幼稚園の入園料及び保育料の徴収に関する条例及び天理市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則に基づく事務処理規程の一部改正について	1	44	・天理市指定下水道工事店の指定について	12	47
・定例教育委員会の招集について	8	44	・天理市指定下水道工事店の指定取消しについて	13	48
農業委員会			議 会		
・農業委員会の招集について	7	44	・天理市議会議員の政治倫理に関する規則の一部を改正する規則	1	44
選挙管理委員会			選挙管理委員会		
・参議院（選挙区選出）議員選挙におけるポスター掲示場について	7	45			

条 例

(平成22年6月29日揭示済)

天理市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成22年6月29日

天理市長 南 佳 策

天理市条例第22号

天理市議会委員会条例の一部を改正する条例

天理市議会委員会条例（昭和32年3月天理市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「文教民生委員会」を「文教厚生委員会」に、「健康福祉部、教育委員会」を「市民部、健康福祉部、教育委員会、市立病院」に改め、同項第3号中「市民経済委員会」を「経済産業委員会」に、「市民部、環境経済部」を「環境経済部、建設部」に、「市立病院」を「上下水道局」に、「関する」を「属する」に改め、同項第4号を削り、同条第2項中「5人」を「6人」に改める。

附 則

この条例は、次の一般選挙により選挙される天理市議会議員の任期が始まる日から施行する。

（平成22年6月29日揭示済）

天理市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年6月29日

天理市長 南 佳 策

天理市条例第23号

天理市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

天理市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年3月天理市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第8条の3第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前条第2項」を「第8条第2項」に改め、「（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。）」を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 任命権者は、3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成22年6月30日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 施行日以後の日を改正後の第8条の3第2項又は第3項の規定により時間外勤務の制限を請求する一の期間の初日として当該請求を行おうとする職員は、施行日前においても、規則で定めるところにより、当該請求を行うことができる。

（平成22年6月29日揭示済）

天理市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年6月29日

天理市長 南 佳 策

天理市条例第24号

天理市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

天理市職員の育児休業等に関する条例（平成4年3月天理市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号を第2号とし、第5号及び第6号を削り、同条の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間）

第2条の2 育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

第3条の見出しを「（育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情）」に改め、同条第1号中「第5条第2号に掲げる」を「第5条に規定する」に、「同号」を「同条」に改め、同条第4号中「当該育児休業をした職員の配偶者（当該子の親であるものに限る。）が3月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の市長が規則で定める方法により養育したこと（当該職員」を「3月以上の期間を経過したこと（当該育児休業をした職員」に、「請求の際両親が当該方法」を「承認の請求の際育児休業」に改め、同条第5号中「再度の」を削る。

第5条中「次に掲げる事由」を「育児休業をしている職員について当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認しようとするとき」に改め、同条各号を削る。

第10条中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号を第2号とし、第5号及び第6号を削る。

第11条第1号中「育児短時間勤務を」を「育児短時間勤務（育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）を」に、「第14条第2号」を「第14条第1号」に改め、同条第4号中「第14条第3号」を「第14条第2号」に改め、同条第5号中「当該育児短時間勤務をした職員の配偶者（当該子

の親である者に限る。)が3月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の市長が規則で定める方法により養育したこと(当該職員)を「3月以上の期間を経過したこと(当該育児短時間勤務をした職員)に、「請求の際両親が当該方法」を「承認の請求の際育児短時間勤務」に改める。

第14条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

第19条中「次に掲げる」を「育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている」に改め、同条各号を削る。

第20条第1項中「部分休業」の次に「(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年6月30日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に改正前の天理市職員の育児休業等に関する条例第3条第4号又は第11条第5号の規定により職員が申し出た計画は、同日以後は、それぞれ改正後の第3条第4号又は第11条第5号の規定により職員が申し出た計画とみなす。

(平成22年6月29日揭示済)

天理市一般職の職員の退職手当に関する条例及び天理市上下水道局に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年6月29日

天理市長 南 佳 策

天理市条例第25号

天理市一般職の職員の退職手当に関する条例及び天理市上下水道局に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

(天理市一般職の職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第1条 天理市一般職の職員の退職手当に関する条例(昭和38年3月天理市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第10条第7項及び第8項中「第38条第1項各号のいずれか」を「第38条第1項に規定する短期雇用特例被保険者」に改め、同条第11項第4号中「第56条の2第3項」を「第56条の3第3項」に改め、同条第14項第1号中「第56条の2第1項第1号イ」を「第56条の3第1項第1号イ」に改め、同項第2号中「第56条の2第1項第1号ロ」を「第56条の3第1項第1号ロ」に改める。

(天理市上下水道局に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 天理市上下水道局に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する

条例(昭和41年12月天理市条例第35号)の一部を次のように改正する。

第15条第7項中「第38条第1項各号のいずれか」を「第38条第1項に規定する短期雇用特例被保険者」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(天理市一般職の職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に天理市一般職の職員の退職手当に関する条例第2条に規定する職員であった者であって、退職の日が施行日前であるもの及び施行日の前日において職員であって、施行日以後引き続き職員であるものに対する第1条の規定による改正後の同条例第10条第7項及び第8項の規定の適用については、なお従前の例による。

(天理市上下水道局に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

3 施行日前に天理市上下水道局に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第2条に規定する企業職員で常時勤務を要するもの(以下「企業職員」という。)であった者であって、退職の日が施行日前であるもの及び施行日の前日において企業職員であって、施行日以後引き続き企業職員であるものに対する第2条の規定による改正後の同条例第15条第7項の規定の適用については、なお従前の例による。

(平成22年6月29日揭示済)

天理市中心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年6月29日

天理市長 南 佳 策

天理市条例第26号

天理市中心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例

天理市中心身障害者医療費助成条例(昭和48年3月天理市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「A」を「A1若しくはA2」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の天理市心身障害者医療費助成条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成22年6月1日から適用する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正前の天理市心身障害者医療費助成条例（以下「改正前の条例」という。）第2条第1項第2号の規定に該当して交付された改正前の条例第4条第1項に規定する証明書は、当該証明書の有効期間の満了する日までの間は、改正後の条例第2条第1項第2号の規定に該当して交付された改正後の条例第4条第1項に規定する証明書とみなす。
- 3 平成22年6月1日前に奈良県から交付された療育手帳の程度がAの者は、改正後の条例第2条第1項第2号に規定する療育手帳の程度がA1又はA2の者とみなして、改正後の条例の規定を適用する。

(平成22年6月29日掲示済)

天理市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年6月29日

天理市長 南 佳 策

天理市条例第27号

天理市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

天理市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和47年3月天理市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第12条を次のように改める。

(一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の許可申請)

第12条 法第7条第1項若しくは第6項の許可、同条第2項若しくは第7項の更新又は法第7条の2第1項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。

- 2 浄化槽法第35条第1項の許可又はその更新を受けようとする者は、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。

第13条の2第1号中「の許可又はその」を「若しくは第6項の許可又は同条第2項若しくは第7項の」に改める。

附 則

この条例は、平成22年7月1日から施行する。

規 則

(平成22年6月29日掲示済)

天理市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年6月29日

天理市長 南 佳 策

天理市規則第17号

天理市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

天理市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年3月天理市規則第4号）の一部を次のように改正する。

第9条の5第1項中「第8条の3第2項」を「第8条の3第3項」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「第8条の3第2項」の次に「又は第3項」を加え、同項第1号中「第8条の3第2項」の次に「又は第3項」を加え、同号に後段として次のように加える。

この場合において、条例第8条の3第2項の規定による請求に係る期間と同条第3項の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない。

第9条の5第2項第2号及び第3号中「第8条の3第2項」の次に「又は第3項」を加える。

第9条の6中「第8条の3第3項」を「第8条の3第4項」に、「第8条の3第2項」を「第8条の3第3項」に、「同条第2項」を「同条第3項」に改める。

別表第2第14号中「含む」の次に「。以下この号において同じ」を加え、「又は」を「若しくは」に改め、「世話」の次に「又は疾病の予防を図るために必要なものとして市長が定めるその子の世話」を、「5日」の次に「（その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日）」を加え、同表中第22号を第23号とし、第15号から第21号までを1号ずつ繰り下げ、第14号の次に次の1号を加える。

15 勤務時間条例第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下この号において「要介護者」という。)の介護その他の市長が別に定める世話をを行う職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年において5日(要介護者が2人以上の場合にあつては、10日)の範囲内の期間
---	---

別表第2備考中「第12号から第14号まで」を「第12号から第15号まで」に改める。
様式第2号を次のように改める。

様式第2号（第22条関係）

病気休暇・特別休暇承認請求（申出・届出）書	
年 月 日	
任命権者 様	
所 属 _____	
職・氏名 _____	
次のとおり病気休暇・特別休暇を請求（申出・届出）します。	
休暇の種類	<input type="checkbox"/> 病 気 休 暇
	<input type="checkbox"/> 特 別 休 暇
期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで
	日 時間
理 由	
備 考	※ 忌引の場合 死亡者氏名 _____ 続柄 _____ 死亡年月日 _____ 年 月 日
	※ 子を育てる場合 子の氏名 _____ 子の生年月日 _____ 年 月 日 休暇の時間帯 午前 _____ 午後 _____
	※ 子の看護をする場合 子の氏名 _____ 子の生年月日 _____ 年 月 日 上記以外に看護すべき子 （ 有 ・ 無 ）
	※ 要介護者の介護をする場合 要介護者の氏名 _____ 職員との続柄 _____ （ 同居 ・ 別居 ） 介護が必要となった時期 _____ 年 月 日 要介護者の状態 _____ [_____]

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年6月30日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の天理市職員の勤務時間、休暇等に関する規則に基づき提出された申出又は届出は、改正後の規則の規定に基づき提出された申出又は届出とみなす。

(平成22年6月29日揭示済)

天理市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年6月29日

天理市長 南 佳 策

天理市規則第18号

天理市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

天理市職員の育児休業等に関する規則(平成4年3月天理市規則第3号)の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「再度の育児休業をすることができる特別の事情及び」を削り、同条第1項を削り、同条第2項を同条とする。

第6条第1項第4号を削る。

第7条中「第5条第2項」を「第5条」に改める。

第12条第1項を削り、同条第2項中「第3条第2項」を「第3条」に改め、同項を同条とする。

第15条後段を削る。

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

様式第1号（第3条関係）

育児休業等計画書

年 月 日

（任命権者） 様

請求者 所 属

職氏名 ㊟

天理市職員の育児休業等に関する条例第3条第4号又は第11条第5号の規定により、再度の育児休業又は育児短時間勤務の承認の請求をする予定ですので、育児休業等の計画について、次のとおり提出します。

なお、次の記載事項に変更が生じた場合は、遅滞なく届け出ます。

1 請求の別	<input type="checkbox"/> 育児休業 <input type="checkbox"/> 育児短時間勤務	
2 請求に係る子	氏 名	
	生年月日	年 月 日
3 請求者の計画	請求期間	年 月 日から 年 月 日まで
	再度の請求 予定期間	年 月 日から 年 月 日まで
4 備考		

（注）

- 1 育児休業等計画書は、育児休業承認請求書又は育児短時間勤務承認請求書と同時に（変更の届出の場合は、記載事項に変更が生じた後遅滞なく）提出すること。
- 2 「請求期間」欄には、育児休業承認請求書又は育児短時間勤務承認請求書に記載した請求期間を記入すること。
- 3 子の出生前に提出する場合は、「2 請求に係る子」欄の記入は、出生後、速やかに行うこと。
- 4 変更の届出の場合は、1から3までの記載事項のうち変更する箇所のみ記入すること。
- 5 該当するには、㊟印を記入すること。

様式第2号（第4条関係）

育児休業承認請求書

年 月 日

（任命権者） 様

請求者 所 属

職氏名 ㊞

次のとおり 育児休業の承認 育児休業の期間の延長 を請求します。

1 請求に係る子	氏 名	
	続 柄	
	生年月日	年 月 日
2 請求の内容	<input type="checkbox"/> 育児休業の承認	<input type="checkbox"/> 育児休業の期間の延長
	<input type="checkbox"/> 再度の育児休業の承認	<input type="checkbox"/> 育児休業の期間の再度の延長 (再度の育児休業又は育児休業の期間の再度の延長が必要な事情を記入)
3 請求期間	年 月 日から	年 月 日まで
4 既に育児休業をした期間	年 月 日から	年 月 日まで
	年 月 日から	年 月 日まで
5 備考		

(注)

- この請求書（育児休業の期間の延長に係るものを除く。）には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書等）を添付すること（写しでも可）。
- 子の出生前に請求する場合は、「3 請求期間」欄は出産予定日以後の期間とし、「1 請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。
- 「5 備考」欄には、(ア)請求に係る子以外に3歳に満たない子を養育する場合（当該請求に係る子の出生の日から57日間に、職員（当該期間内に産後休暇（天理市職員の勤務時間、休暇等に関する規則別表第2第9号に掲げる場合における休暇をいう。）により勤務しなかった職員を除く。）が当該請求に係る子について最初の育児休業をする場合を除く。）においては、その氏名、請求者との続柄及び生年月日、(イ)請求に係る子が養子の場合においては、養子縁組の効力が生じた日、(ウ)請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合においては、その旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入すること。
- 該当する□には、㊞印を記入すること。

様式第3号中

「

育児休業等に係る子を配偶者が養育できることとなった。 を
育児休業等に係る子が死亡した。

」

「

育児休業等に係る子が死亡した。 に改める。

」

様式第4号及び様式第5号を次のように改める。

様式第4号（第14条関係）

育児短時間勤務承認請求書

年 月 日

（任命権者） 様

請求者 所 属
職氏名

㊟

次のとおり 育児短時間勤務の承認
育児短時間勤務の期間の延長 を請求します。

1 請求に係る子	氏 名	
	続 柄	
	生年月日	年 月 日
2 請求の内容	<input type="checkbox"/> 育児短時間勤務の承認 <input type="checkbox"/> 育児短時間勤務の期間の延長 <input type="checkbox"/> 再度の育児短時間勤務の承認 （再度の育児短時間勤務が必要な事情を記入）	
	3 請求期間 年 月 日から 年 月 日まで	
4 勤務の形態	週 時間 分勤務 （育児休業法第10条第1項 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第4号 <input type="checkbox"/> 第5号 の勤務の形態）	
	勤務の日及び時間帯	月曜日（ : ~ : ） 火曜日（ : ~ : ） 水曜日（ : ~ : ） 木曜日（ : ~ : ） 金曜日（ : ~ : ）
5 既に育児短時間勤務をした期間	年 月 日から 年 月 日まで	
	年 月 日から 年 月 日まで	
6 備考		

（注）

- この請求書（育児短時間勤務の期間の延長に係るものを除く。）には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書等）を添付すること（写しでも可）。
- 子の出生前に請求する場合は、「3 請求期間」欄は出産予定日以後の期間とし、「1 請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。
- 「勤務の日及び時間帯」欄に掲げられていない日に勤務を希望する場合等当該欄により難しい場合には、「6 備考」欄に必要な事項を記入すること。
- 「6 備考」欄には、（ア）請求に係る子以外に小学校就学前の子を養育する場合においては、その氏名、請求者との続柄及び生年月日、（イ）請求に係る子が養子の場合においては、養子縁組の効力が生じた日、（ウ）請求に係る子以外の子について現に育児短時間勤務の承認を受けている場合においては、その旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入すること。
- 該当するには、㊟印を記入すること。

様式第5号（第19条関係）

部分休業承認請求書

年 月 日

（任命権者） 様

請求者 所 属
職氏名

印

次のとおり部分休業の承認を請求します。

1 請求に係る子	氏 名		
	続 柄		
	生年月日	年	月 日
2 請求期間及び 時間	期 間		時 間
	年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日	午前 時 分～ 時 分
	年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他（ ）	午後 時 分～ 時 分
	年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日	午前 時 分～ 時 分
	年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他（ ）	午後 時 分～ 時 分
3 備考			

(注)

- 1 この請求書には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書等）を添付すること（写しでも可）。
- 2 部分休業の承認が、職員からの請求により取り消された場合は、その旨を裏面に記入すること。
- 3 該当する□には、し印を記入すること。

(裏面)

日付	休業の承認を取り消された時間				時間数	請求者印	所属長印	備考
	午前		午後					
	時	分から	時	分から	時間			
	時	分まで	時	分まで	分			
	時	分から	時	分から	時間			
	時	分まで	時	分まで	分			
	時	分から	時	分から	時間			
	時	分まで	時	分まで	分			
	時	分から	時	分から	時間			
	時	分まで	時	分まで	分			
	時	分から	時	分から	時間			
	時	分まで	時	分まで	分			
	時	分から	時	分から	時間			
	時	分まで	時	分まで	分			
	時	分から	時	分から	時間			
	時	分まで	時	分まで	分			
	時	分から	時	分から	時間			
	時	分まで	時	分まで	分			
	時	分から	時	分から	時間			
	時	分まで	時	分まで	分			
	時	分から	時	分から	時間			
	時	分まで	時	分まで	分			
	時	分から	時	分から	時間			
	時	分まで	時	分まで	分			
	時	分から	時	分から	時間			
	時	分まで	時	分まで	分			
	時	分から	時	分から	時間			
	時	分まで	時	分まで	分			
	時	分から	時	分から	時間			
	時	分まで	時	分まで	分			
	時	分から	時	分から	時間			
	時	分まで	時	分まで	分			
	時	分から	時	分から	時間			
	時	分まで	時	分まで	分			

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年6月30日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の天理市職員の育児休業等に関する規則に基づき提出された請求等は、改正後の規則の規定に基づき提出された請求等とみなす。

(平成22年6月29日揭示済)

天理市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年6月29日

天理市長 南 佳 策

天理市規則第19号

天理市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則の一部を改正する規則

天理市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則(昭和47年3月天理市規則第3号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「の許可若しくはその」を「若しくは第6項の許可、同条第2項若しくは第7項の」に、「一般廃棄物処理業(変更)許可申請書」を「一般廃棄物処理業許可申請書」に改める。

第16条第1項中「第7条第1項」の次に「若しくは第6項」を加え、同項第1号中「第7条第3項各号」を「第7条第5項各号又は第10項各号」に改める。

第18条第1項中「一般廃棄物収集運搬業者」を「一般廃棄物処理業者」に改める。

第21条中「運搬」の次に「若しくは処分」を加える。

様式第12号を次のように改める。

様式第12号（第15条関係）

一般廃棄物処理業許可申請書

年 月 日

天理市長 様

申請者 住 所

氏 名 ㊦

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電 話

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

- ・第7条第1項
- ・第7条第2項
- ・第7条第6項 の規定により、
- ・第7条第7項
- ・第7条の2第1項

一般廃棄物処理業

- ・収集運搬
- ・処分

の

- ・許可
- ・許可の更新
- ・事業範囲の変更の許可

を受けたいの

で、関係書類を添えて申請します。

様式第13号中

運搬車庫所在地	
---------	--

を

施設の所在地	運搬車庫	
	廃棄物処理場	
	廃棄物集積所	

に改める。

様式第14号中

1日当たり収集運搬量	
1箇月当たり収集運搬量	
収集運搬の方法	

を

1日当たり 収集運搬量又は処分量	
1箇月当たり 収集運搬量又は処分量	
収集運搬の方法	
処分の方法	

に改める。

様式第18号中「(事業範囲の変更)許可」を「(許可・許可の更新・事業範囲の変更の許可)」に、
「2 事業の範囲」

「2 取扱廃棄物の種類」を (1) 取扱廃棄物の種類 に改める。
(2) 処理区分

様式第19号中「(事業範囲の変更)許可」を「(許可・許可の更新・事業範囲の変更の許可)」に改める。

様式第26号中「(6) 1箇月収集運搬量 t」を

(6) 1箇月収集運搬量 t
(7) 1箇月処分量 t に改める。

附 則

この規則は、平成22年7月1日から施行する。

(平成22年6月30日揭示済)

天理市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成22年6月30日

天理市長 南 佳 策

天理市規則第20号

天理市事務分掌規則の一部を改正する規則
天理市事務分掌規則(平成9年3月天理市規則第4号)の一部を次のように改正する。

平成22年7月10日 土曜日

天理市公報

第13条戸籍係の項第4号中「自衛官」の次に「及び自衛官候補生」を加える。

附 則

この規則は、平成22年7月1日から施行する。

(平成22年6月30日掲示済)

天理市長の政治倫理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年6月30日

天理市長 南 佳 策

天理市規則第21号

天理市長の政治倫理に関する規則の一部を改正する規則

天理市長の政治倫理に関する規則(平成6年3月天理市規則第3号)の一部を次のように改正する。

様式第3号中

「

株式等の事業・譲渡・雑所得		
---------------	--	--

を

「

株式等の事業・譲渡・雑所得		
---------------	--	--

上場株式等の配当所得		
------------	--	--

に改める。

」

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成22年6月30日掲示済)

身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び児童福祉法に基づく居宅生活支援費及び施設訓練等支援費の基準等に関する規則及び身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び児童福祉法に基づく指定居宅支援及び指定施設支援の事務処理に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

平成22年6月30日

天理市長 南 佳 策

天理市規則第22号

身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び児童福祉法に基づく居宅生活支援費及び施設訓練等支援費の基準等に関する規則及び身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び児童福祉法に基づく指定居宅支援及び指定施設支援の事務処理に関する規則を廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

(1) 身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び児童福祉法に基づく居宅生活支援費及び施設訓練等支援費の基準等に関する規則(平成15年3月天理市規則第24号)

(2) 身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び児童福祉法に基づく指定居宅支援及び指定施設支援の事務処理に関する規則(平成15年3月天理市規則第25号)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成22年6月30日掲示済)

天理市人権センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年6月30日

天理市長 南 佳 策

天理市規則第23号

天理市人権センター条例施行規則の一部を改正する規則

天理市人権センター条例施行規則(平成21年3月天理市規則第2号)の一部を次のように改正する。

第13条第2項中「所長補佐」を「主幹又は所長補佐」に改め、同条中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 主幹は、上司の命を受けて特定の事務を担当掌理する。

附 則

この規則は、平成22年7月1日から施行する。

訓 令

天理市訓令甲第8号

天理市事務処理規程(昭和40年1月天理市訓令甲第1号)の一部を次のように改正する。

平成22年6月30日

天理市長 南 佳 策

別表2 市民課の項中

自衛官の募集		自衛官の募集に関する こと。
--------	--	-------------------

を

自衛官等の募集		自衛官及び自衛官候補生 の募集に関する こと。
---------	--	-------------------------------

に改める。

附 則

この規程は、平成22年7月1日から施行する。

天理市訓令甲第9号

天理市臨時職員等取扱要綱（平成4年6月天理市訓令甲第5号）の一部を次のように改正する。

平成22年6月30日

天理市長 南 佳 策

第17条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

- 4 前2項の場合において、1箇月について60時間を超えて勤務させたときにおける賃金の支給の割合等については、定数内職員の例による。

附 則

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

告 示

（平成22年6月7日揭示済）

天理市告示第170号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年6月7日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成22年6月7日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成22年6月7日から平成22年8月5日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- 6 返還時に必要なもの
 - (1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの（運転免許証・学生証・保険証等）
 - (2) 移動・保管費用（1台につき）
 - ア 移動費 2,000円
 - イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）
- 7 連絡先
天理市自転車等保管施設 電話0743 62 7778
天理市総務部地域安全課 電話0743 63 1001

（平成22年6月8日揭示済）

天理市告示第171号

行旅死亡人の取り扱いについて

平成22年6月8日

天理市長 南 佳 策

平成22年5月15日午後3時05分頃奈良県天理市布留町384番地石上神社社務所西方約150メートル先雑木林内において下記の者が発見されました。死亡年月日は、平成20年～21年頃と推定されます。

身柄引取り人不明につき、検案の上、奈良県天理市豊田町天理市火葬場において火葬に付しましたので、心当たりの方は、当社会福祉事務所又は天理警察署へ申し出てください。

記

本籍 不詳

住所 不詳

氏名 不詳

性別 男

年齢 推定50歳～70歳

特徴 全身白骨化のため、特記事項なし

所持品 紺色長袖ポロシャツ、黒系作業ズボン、水色トランクス、ベージュ色ズボン、水色サンダル、使い捨てライター及び現金19円

以上

(平成22年6月8日揭示済)

天理市告示第172号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年6月8日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成22年6月8日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成22年6月8日から平成22年8月6日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成22年6月8日揭示済)

天理市告示第173号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年6月8日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
- 2 移動日
平成22年6月8日
- 3 移動対象区域
天理市田井庄町557番地3先放置禁止区域外
- 4 略
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成22年6月8日から平成22年8月6日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成22年6月9日揭示済)

天理市告示第174号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年6月9日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成22年6月9日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 略
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成22年6月9日から平成22年8月7日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成22年6月9日揭示済)

天理市告示第175号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年6月9日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
- 2 移動日
平成22年6月9日
- 3 移動対象区域
天理市川原城町575番地先放置禁止区域外
- 4 略
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成22年6月9日から平成22年8月7日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成22年6月10日揭示済)

天理市告示第176号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年6月10日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成22年6月10日
- 3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成22年6月10日から平成22年8月8日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成22年6月11日揭示済)

天理市告示第177号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年6月11日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成22年6月11日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成22年6月11日から平成22年8月9日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成22年6月14日揭示済)

天理市告示第178号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年6月14日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成22年6月14日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成22年6月14日から平成22年8月12日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成22年6月14日揭示済)

天理市告示第179号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年6月14日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成22年6月14日
 - 3 移動対象区域
天理市田部町535番地先放置禁止区域外
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成22年6月14日から平成22年8月12日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成22年6月15日揭示済)

天理市告示第180号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年6月15日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成22年6月15日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成22年6月15日から平成22年8月13日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成22年6月16日揭示済)

天理市告示第181号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年6月16日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成22年6月16日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 略
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成22年6月16日から平成22年8月14日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間

午前9時から午後6時まで
(以下 略)

(平成22年6月17日掲示済)

天理市告示第182号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び天理市税賦課徴収条例(昭和29年7月天理市条例第30号)第18条の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成22年6月17日

天理市長 南 佳 策

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名

(注意) 地方税法第20条の2の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(平成22年6月17日掲示済)

天理市告示第183号

国土調査法(昭和26年法律第180号)による地籍調査を実施するので、同法第7条の規定により次のとおり告示する。

平成22年6月17日

天理市長 南 佳 策

- 1 国土調査として事業計画が公示された年月日
平成22年6月4日
- 2 調査を実施する者の名称
天理市
- 3 調査地域
天理市海知町、武蔵町、川原城町及び山田町の各一部の地域
- 4 調査期間
平成22年6月18日から平成23年3月31日まで

(平成22年6月17日掲示済)

天理市告示第184号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年6月17日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成22年6月17日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成22年6月17日から平成22年8月15日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成22年6月18日掲示済)

天理市告示第185号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項

の規定により告示する。

平成22年6月18日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成22年6月18日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成22年6月18日から平成22年8月16日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成22年6月21日掲示済)

天理市告示第186号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年6月21日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成22年6月21日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成22年6月21日から平成22年8月19日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成22年6月22日掲示済)

天理市告示第187号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年6月22日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成22年6月22日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 略
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成22年6月22日から平成22年8月20日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間

午前9時から午後6時まで
(以下 略)

(平成22年6月23日揭示済)

天理市告示第188号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年6月23日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成22年6月23日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成22年6月23日から平成22年8月21日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成22年6月24日揭示済)

天理市告示第189号

平成22年6月23日付で議決のあった平成22年度天理市一般会計補正予算(第1号)、平成22年度天理市下水道事業会計補正予算(第1号)の要領は次のとおりである。

平成22年6月24日

天理市長 南 佳 策

平成22年度天理市一般会計補正予算(第1号)

平成22年度天理市の一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,533千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23,513,533千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
18 繰入金		千円 460,300	千円 2,953	千円 463,253
	1 基金繰入金	460,300	2,953	463,253
19 繰越金		200,000	580	200,580
	1 繰越金	200,000	580	200,580
歳 入 合 計		23,510,000	3,533	23,513,533

2 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		3,070,347	2,953	3,073,300
	1 総務管理費	2,415,891	2,953	2,418,844
10 教育費		3,248,366	580	3,248,946
	6 保健体育費	182,598	580	183,178
歳 出 合 計		23,510,000	3,533	23,513,533

平成22年度天理市下水道事業会計補正予算(第1号)

(総則)

第1条 平成22年度天理市下水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(特例的収入及び支出)

第2条 平成22年度下水道事業会計予算第4条の2中「158,700千円及び245,300千円」を「171,172千円及び52,029千円」に改める。

平成22年度天理市下水道事業会計資金計画

(単位:千円)

区 分	当年度予定額
受 入 資 金	3,674,767
1 下 水 道 事 業 収 益	2,205,990
2 企 業 債	456,000
3 負 担 金	34,786
4 補 助 金	758,965
5 長 期 貸 付 金 回 収 金	7,200
6 前 年 度 未 収 金	162,613
7 そ の 他	10,000
8 前 年 度 繰 越 金	39,213
支 払 資 金	3,385,747
1 下 水 道 事 業 費 用	1,366,472
2 建 設 改 良 費	533,202
3 長 期 貸 付 金	10,000
4 企 業 債 償 還 金	1,416,844
5 前 年 度 未 払 金	52,029
6 そ の 他	7,200
差 引	289,020

平成22年度天理市下水道事業予定開始貸借対照表
(平成22年4月1日)

(単位:千円)

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有形固定資産

イ 土 地	126,184
ロ 建 物	139,308
ハ 構 築 物	41,759,968
ニ 機 械 及 び 装 置	912,398
ホ 車 両 及 び 運 搬 具	288
ヘ 工 具、器 具 及 び 備 品	232
ト 建 設 仮 勘 定	<u>224,100</u>

有形固定資産合計

43,162,478

(2) 無形固定資産

イ 地 上 権	176
ロ 電 話 加 入 権	260
ハ 施 設 利 用 権	<u>2,126,857</u>

無形固定資産合計

2,127,293

(3) 投 資

イ 長 期 貸 付 金	13,158
ロ 基 金	<u>36,842</u>

投資合計

50,000

固定資産合計

45,339,771

2 流 動 資 産

(1) 現金預金

39,213

(2) 未 収 金

171,172

流動資産合計

210,385

資産合計

45,550,156

負債の部

3 流動負債

(1) 未払金	<u>52,029</u>	
流動負債合計		<u>52,029</u>
負債合計		52,029

資本の部

4 資本金

(1) 自己資本金	3,181,700	
(2) 借入資本金		
イ 企業債	<u>27,743,529</u>	
借入資本金合計	<u>27,743,529</u>	
資本金合計		30,925,229

5 剰余金

(1) 資本剰余金

イ 受贈財産評価額	1,878,923	
ロ 受益者負担金	354,512	
ハ 国庫補助金	11,059,708	
ニ 県補助金	<u>1,279,755</u>	
資本剰余金合計	<u>14,572,898</u>	
剰余金合計		<u>14,572,898</u>
資本合計		<u>45,498,127</u>
負債資本合計		<u>45,550,156</u>

平成22年度天理市下水道事業予定貸借対照表

(平成23年3月31日)

(単位:千円)

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有形固定資産

イ 土 地		126,184	
ロ 建 物	139,308		
減価償却累計額	<u>3,978</u>	135,330	
ハ 構 築 物	42,422,355		
減価償却累計額	<u>1,030,155</u>	41,392,200	
ニ 機 械 及 び 装 置	1,059,648		
減価償却累計額	<u>83,865</u>	975,783	
ホ 車 両 及 び 運 搬 具	288		
減価償却累計額	<u>262</u>	26	
ヘ 工 具、器 具 及 び 備 品	232		
減価償却累計額	<u>174</u>	58	
ト 建 設 仮 勘 定		<u>136,666</u>	
有形固定資産合計			42,766,247

(2) 無形固定資産

イ 地 上 権		176	
ロ 電 話 加 入 権		260	
ハ 施 設 利 用 権		<u>2,110,590</u>	
無形固定資産合計			2,111,026

(3) 投 資

イ 長 期 貸 付 金		15,958	
ロ 基 金		<u>34,042</u>	
投資合計			<u>50,000</u>

固定資産合計

44,927,273

2 流 動 資 産

(1) 現 金 預 金 289,020

(2) 未 収 金 269,383

流動資産合計

558,403

資 産 合 計

45,485,676

負債の部

3 流動負債

(1) 未払金	<u>254,878</u>	
流動負債合計		<u>254,878</u>
負債合計		254,878

資本の部

4 資本金

(1) 自己資本金	4,078,531	
(2) 借入資本金		
イ 企業債	<u>26,782,685</u>	
借入資本金合計	<u>26,782,685</u>	
資本金合計		30,861,216

5 剰余金

(1) 資本剰余金		
イ 受贈財産評価額	1,878,923	
ロ 受益者負担金	358,034	
ハ 国庫補助金	11,154,470	
ニ 県補助金	<u>1,279,755</u>	
資本剰余金合計		14,671,182
(2) 欠損金		
イ 当年度未処理欠損金	<u>301,600</u>	
欠損金合計		<u>301,600</u>
剰余金合計		<u>14,369,582</u>
資本合計		<u>45,230,798</u>
負債資本合計		<u>45,485,676</u>

(平成22年6月24日揭示済)

天理市告示第190号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したため、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年6月24日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成22年6月24日

- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成22年6月24日から平成22年8月22日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成22年6月25日揭示済)

天理市告示第191号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び天理市税賦課徴収条例(昭和29年7月天理市条例第30号)第18条の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に関する関係書類は、本市税務課で保管し、送達を受けるべき者からの交付の申出があればいつでも交付する。

平成22年6月25日

天理市長 南 佳 策

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに書類名 略

(注意) 地方税法第20条の2の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(平成22年6月25日揭示済)

天理市告示第192号

公示送達について

平成22年度納税通知書(固定資産税・都市計画税)を郵送したが、その郵送を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び天理市税賦課徴収条例(昭和29年7月天理市条例第30号)第18条の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市税務課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があれば、いつでも交付する。

平成22年6月25日

天理市長 南 佳 策

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに書類名 略

(注意) 地方税法第20条の2の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(平成22年6月25日揭示済)

天理市告示第193号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年6月25日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成22年6月25日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 略
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成22年6月25日から平成22年8月23日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

- (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
(以下 略)

(平成22年6月28日揭示済)

天理市告示第194号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年6月28日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成22年6月28日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成22年6月28日から平成22年8月26日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成22年6月28日揭示済)

天理市告示第195号

平成22年6月25日付けで専決を行った、平成22年度天理市一般会計補正予算(第2号)の要領は、次のとおりである。

平成22年6月28日

天理市長 南 佳 策

平成22年度天理市一般会計補正予算(第2号)

平成22年度天理市の一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ38,198千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23,551,731千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
19 繰越金		千円 200,580	千円 38,198	千円 238,778
	1 繰越金	200,580	38,198	238,778
歳 入 合 計		23,513,533	38,198	23,551,731

2 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		千円 3,073,300	千円 38,198	千円 3,111,498
	1 総務管理費	2,418,844	38,198	2,457,042
歳 出 合 計		23,513,533	38,198	23,551,731

(平成22年6月29日掲示済)

天理市告示第196号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年6月29日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成22年6月29日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成22年6月29日から平成22年8月27日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成22年6月29日掲示済)

天理市告示第197号

天理市重度心身障害老人等医療費助成要綱（昭和58年2月天理市告示第6号）の一部を次のように改正する。

平成22年6月29日

天理市長 南 佳 策

様式第1号中

心身障害者の方 該当する番号を で囲んでください。 (1については()内の符号)	1 身体障害者手帳(イ 1級 <input type="checkbox"/> 2級)を所持している。 2 療育手帳のAを所持している。	を
心身障害者の方 該当する番号及び()内の符号を で囲んでください。	1 身体障害者手帳(イ 1級 <input type="checkbox"/> 2級)を所持している。 2 療育手帳(イ A1 <input type="checkbox"/> A 2)を所持している。	に改める。

附 則

この要綱は、天理市中心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例（平成22年6月天理市条例第26号）の施行の日から施行する。

(平成22年6月30日掲示済)

天理市告示第198号

天理市重度障害者福祉タクシー実施要綱（昭和61年6月天理市告示第33号）の一部を次のように改正す

る。

平成22年6月30日

天理市長 南 佳 策

第2条第2号中「A」を「A1又はA2」に改める。

第1号様式中

「

1 視覚障害	障害程度	1 級	
2 下肢・体幹・移動		2 級	
3 内部障害			A
4 知的障害			1 級
5 精神障害			

を

」

1 視覚障害	障害程度	1 級
2 下肢・体幹・移動		2 級
3 内部障害		
4 知的障害		A 2
5 精神障害		1 級

に改める。

第4号様式中「A」を「A1・A2」に改める。

附 則

(施行期日等)

- この要綱は、平成22年7月1日から施行し、この要綱による改正後の天理市重度障害者福祉タクシー実施要綱(以下「改正後の要綱」という。)の規定は、平成22年6月1日から適用する。
(経過措置)
- 平成22年6月1日前に奈良県から交付された療育手帳の程度がAの者は、改正後の要綱第2条第2号に規定する療育手帳の程度がA1又はA2の者とみなして、改正後の要綱の規定を適用する。

(平成22年6月30日揭示済)

天理市告示第199号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年6月30日

天理市長 南 佳 策

- 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 移動日
平成22年6月30日
 - 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 略
 - 返還期間及び返還時間
 - 返還期間
平成22年6月30日から平成22年8月28日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成22年6月30日揭示済)

天理市告示第200号

天理市自転車等駐車場条例(平成13年9月天理市条例第31号)第13条第1項の規定により、有効期限を過ぎて放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条第2項の規定により告示する。

平成22年6月30日

天理市長 南 佳 策

- 撤去理由

自転車等駐車場内に有効期限を過ぎて放置されていたため。

- 2 撤去日
平成22年6月30日
- 3 返還期間及び返還時間
 - (1) 平成22年6月30日から平成22年12月29日まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後5時まで
- 4 返還時に必要なもの
 - (1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの(運転免許証・学生証・保険証等)
 - (2) 延滞期間に応じた駐車料金
- 5 連絡先
天理市開発公社 電話 0743 63 7210
天理市総務部地域安全課 電話 0743 63 1001

(平成22年7月1日掲示済)

天理市告示第201号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年7月1日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成22年7月1日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成22年7月1日から平成22年8月29日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成22年7月2日掲示済)

天理市告示第202号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年7月2日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成22年7月2日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成22年7月2日から平成22年8月30日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成22年7月5日揭示済)

天理市告示第203号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年7月5日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成22年7月5日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成22年7月5日から平成22年9月2日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成22年7月5日揭示済)

天理市告示第204号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、天理市環境クリーンセンターにおけるごみ処理手数料の徴収事務を下記のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成22年7月5日

天理市長 南 佳 策

記

- 1 委託者
伊賀市予野字鉢屋4713
三重中央開発(株) 代表取締役 金子 文雄
- 2 委託年月日
平成22年7月5日

公 告

(平成22年6月7日揭示済)

天理市公告第20号

一般競争入札について

次のとおり一般競争入札に付すので、天理市契約規則(昭和40年8月天理市規則第22号)第3条の規定により公告する。

平成22年6月7日

天理市長 南 佳 策

第1 工事概要

- (1) 工 事 名 天理市立朝和小学校校舎耐震補強工事
- (2) 工事場所 天理市 成願寺町
- (3) 工事概要 鉄筋コンクリート造 4階建
延べ床面積 2,249㎡
鋼板内蔵RC外付ブレース設置(32ヶ所)
屋根及びバルコニー床防水の一部改修
ブレース設置に伴う設備機器の取替(ガス暖房器具24ヶ所)
- (4) 工 期 平成22年11月19日まで
- (5) 予定価格 132,669,600円(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)
- (6) 最低制限価格 119,653,800円(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)

第2 競争参加資格

- (1) 本市に建設工事入札参加資格申請書を提出している建築工事の資格を有する建設業者(市内に本店又は営業所(建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項に規定するものうち本店を除いた

ものであって、かつ、当該営業所が本市に対する入札参加資格を有する者に限る。)を有するもの)であって、次の(2)から(4)に掲げる条件をすべて満たし、この工事に係る競争入札参加資格の確認を受けたものであること。

(2) 次の条件をすべて満たしていること。

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

建設業法第15条の規定による特定建設業の許可を、建築工事業について受けている者であること。

経営規模等評価結果(審査基準日が、本入札参加資格確認申請書の提出締切日より1年7ヶ月前までの直近のもの)における建築一式工事の総合評定値を有する者であること。

本市が平成21年7月1日に発表した建設工事請負業者格付表(平成21年度)において建築一式工事の格付がA等級に位置づけされている者であること。

本競争入札参加資格確認時点及び本件の開札日までの間において、本市より指名停止措置を受けていない者であること。

本工事の仕様書に対する質問を、書面(様式は自由とする。以下「質問書」という。)により提出した者であること。

本市に対して不誠実な行為のない者であること。

(3) 次の条件を満たす配置予定技術者をこの工事を行う期間中、専任で配置できること。

一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者

入札の申し込みのあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者

監理技術者にあつては、建築工事業の「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習終了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者

(4) 次に掲げる設計業務の受託者と資本又は人事面において関連がある者でないこと。

名称 株式会社都市企画設計コンサルタント

住所 橿原市北八木町1-1-1(天理営業所 天理市兵庫町307)

第3 入札手続等

(1) 担当部課 〒632 8555 天理市川原城町605番地 天理市役所総務部総務課入札審査室

電話番号 0743 63 1001 内線 332

(2) 入札説明書の交付期間及び場所

交付期間 平成22年6月7日(月)から平成22年6月14日(月)までの土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

交付場所 第3(1)に同じ。

第4 競争参加資格の確認等

本競争の参加希望者は、第2に掲げる競争資格を有することを証明するため、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料を下記のとおり提出し、市長から競争参加資格のあることの確認を受けなければならない。

(1) 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出

提出期間 平成22年6月7日(月)から平成22年6月14日(月)までの土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

提出場所 第3(1)に同じ。

提出部数 各1部

提出方法 持参すること。

作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

第5 仕様書公開の日時及び場所

(1) 日時 平成22年6月7日(月)から平成22年6月14日(月)までの土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 場所 第3(1)に同じ。

(3) 仕様書に対する質問書は、質疑の有無にかかわらず、下記期限までに提出するものとする。

質問書提出期限 平成22年6月15日(火)午後5時

質問書提出場所 第3(1)に同じ。

質問書提出方法 質問書の提出は、持参によることとし、郵送、宅配便等による送付又は電送によるもの等は認めません。

(4) 質問書に対する回答は、平成22年6月22日(火)に回答書を発送するとともに、総務課入札審査室にて閲覧に供します。

第6 入札の方法

(1) 競争参加資格者は、天理市建設工事執行規則(昭和48年2月天理市規則第4号)第8条に規定する入札書に必要事項を記入し、記名押印した上で、日本郵便郵便事業株式会社天理支店留の一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により指定された到着期限までに郵便により提出しなければならない。

(2) 入札書の郵送に際しては、封筒は二重封筒とし、中封筒に入札書1通を入れ封かんし、表側に工事名及び入札者名を記載した上で、外封筒に入れなければならない。

(3) 外封筒の表面に開札日、工事名、住所又は所在、商号又は名称、代表者氏名等の必要事項を記入した郵便入札送付票を貼付しなければならない。

(4) 前各項に規定する方法により入札書を送付しなかったとき又は入札書が到着期限日までに到着しなかったときは、入札を辞退したものとみなす。

第7 入札書の到着期限日及び送付先

(1) 到着期限日 平成22年7月7日(水)

(2) 入札書の送付先 日本郵便郵便事業(株)天理支店留 天理市役所総務部総務課入札審査室 行

第8 開札日時及び場所

(1) 日時 平成22年7月8日(木)午前9時30分から

(2) 場所 天理市川原城町605番地 天理市役所3階334会議室

第9 落札者の決定方法

(1) 入札の回数は、1回とする。

(2) 天理市契約規則(昭和40年8月天理市規則第22号)第6条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の入札書記載金額を提示し、かつ、最低制限価格を下回らない有効な入札を行った者を落札者とする。決定後、落札者にその旨を通知するとともに、入札結果は総務課入札審査室で公表する。

落札者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

第10 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

入札保証金 免除

契約保証金 金額については、請負代金額の10分の1以上とし、保証方法等詳細については、天理市建設工事執行規則第13条に規定する契約書に定めるとおりとする。

(2) 入札の無効

本入札説明書に規定した競争参加資格が認められていない者のなした入札、第2に定める競争参加資格がない者のなした入札、第6に定める入札の方法によらない入札、本市に対し虚偽の記載をした申請書又は資料を提出した者のなした入札並びに仕様書及び天理市建設工事郵便入札試行要領において示した入札条件等に違反した入札は無効とする。

(3) 入札中止条件

この入札手続執行途中で、入札参加可能者が3者未満となったとき又は入札開札時に入札参加者が3者未満となったときは、その段階で入札手続又は入札を中止する。

第11 入札公告の掲示場所 天理市役所 掲示場

第12 問い合わせ先

天理市役所総務部総務課入札審査室 電話番号0743 63 1001 内線332

(平成22年6月7日揭示済)

天理市公告第21号

一般競争入札について

次のとおり一般競争入札に付すので、天理市契約規則(昭和40年8月天理市規則第22号)第3条の規定により公告する。

平成22年6月7日

天理市長 南 佳 策

第1 工事概要

(1) 工事名 天理市立二階堂小学校校舎耐震補強工事

(2) 工事場所 天理市 二階堂南菅田町

(3) 工事概要 鉄筋コンクリート造3階建

延べ床面積 4,945㎡

鋼板内蔵RC外付ブレース設置(12箇所)

耐震スリット設置(24ヶ所)

外壁改修(一部)

(4) 工期 平成22年10月29日まで

(5) 予定価格 117,493,950円(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)

(6) 最低制限価格 105,805,350円(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)

第2 競争参加資格

(1) 本市に建設工事入札参加資格申請書を提出している建築工事の資格を有する建設業者(市内に本店又は営業所(建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項に規定するもののうち本店を除いたものであって、かつ、当該営業所が本市に対する入札参加資格を有する者に限る。)を有するもの)であって、次の(2)から(4)に掲げる条件をすべて満たし、この工事に係る競争入札参加資格の確認を受けたものであること。

- (2) 次の条件をすべて満たしていること。
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
建設業法第15条の規定による特定建設業の許可を、建築工事業について受けている者であること。
経営規模等評価結果（審査基準日が、本入札参加資格確認申請書の提出締切日より1年7ヶ月前までの直近のもの）における建築一式工事の総合評定値を有する者であること。
本市が平成21年7月1日に発表した建設工事請負業者格付表（平成21年度）において建築一式工事の格付がA等級に位置づけされている者であること。
本競争入札参加資格確認時点及び本件の開札日までの間において、本市より指名停止措置を受けていない者であること。
本工事の仕様書に対する質問を、書面（様式は自由とする。以下「質問書」という。）により提出した者であること。
本市に対して不誠実な行為のない者であること。
- (3) 次の条件を満たす配置予定技術者をこの工事を行う期間中、専任で配置できること。
一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者
入札の申し込みのあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者
監理技術者にあつては、建築工事業の「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習終了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者
- (4) 次に掲げる設計業務の受託者と資本又は人事面において関連がある者でないこと。
名称 ㈱京成設計
住所 奈良市法蓮町428 1 ルミエール新大宮301

第3 入札手続等

- (1) 担当部課
〒632 8555 天理市川原城町605番地 天理市役所総務部総務課入札審査室
電話番号 0743 63 1001 内線 332
- (2) 入札説明書の交付期間及び場所
交付期間 平成22年6月7日（月）から平成22年6月14日（月）までの土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
交付場所 第3(1)に同じ。

第4 競争参加資格の確認等

本競争の参加希望者は、第2に掲げる競争資格を有することを証明するため、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料を下記のとおり提出し、市長から競争参加資格のあることの確認を受けなければならない。

- (1) 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出
提出期間 平成22年6月7日（月）から平成22年6月14日（月）までの土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
提出場所 第3(1)に同じ。
提出部数 各1部
提出方法 持参すること。
作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

第5 仕様書公開の日時及び場所

- (1) 日時 平成22年6月7日（月）から平成22年6月14日（月）までの土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
(2) 場所 第3(1)に同じ。
(3) 仕様書に対する質問書は、質疑の有無にかかわらず、下記期限までに提出するものとする。
質問書提出期限 平成22年6月15日（火）午後5時
質問書提出場所 第3(1)に同じ。
質問書提出方法 質問書の提出は、持参によることとし、郵送、宅配便等による送付又は電送によるもの等は認めません。
(4) 質問書に対する回答は、平成22年6月22日（火）に回答書を発送するとともに、総務課入札審査室にて閲覧に供します。

第6 入札の方法

- (1) 競争参加資格者は、天理市建設工事執行規則（昭和48年2月天理市規則第4号）第8条に規定する入札書に必要事項を記入し、記名押印した上で、日本郵便 郵便事業株式会社 天理支店留の一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により指定された到着期限までに郵便により提出しなければならない。
(2) 入札書の郵送に際しては、封筒は二重封筒とし、中封筒に入札書1通を入れ封かんし、表側に工事名及び入札者名を記載した上で、外封筒に入れなければならない。
(3) 外封筒の表面に開札日、工事名、住所又は所在、商号又は名称、代表者氏名等の必要事項を記入した郵便入札送付票を貼付しなければならない。

(4) 前各項に規定する方法により入札書を送付しなかったとき又は入札書が到着期限日までに到着しなかったときは、入札を辞退したものとみなす。

第7 入札書の到着期限日及び送付先

(1) 到着期限日 平成22年7月7日(水)

(2) 入札書の送付先 日本郵便郵便事業(株)天理支店留 天理市役所総務部総務課入札審査室 行

第8 開札日時及び場所

(1) 日時 平成22年7月8日(木)午後1時30分から

(2) 場所 天理市川原城町605番地 天理市役所3階334会議室

第9 落札者の決定方法

(1) 入札の回数は、1回とする。

(2) 天理市契約規則(昭和40年8月天理市規則第22号)第6条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の入札書記載金額を提示し、かつ、最低制限価格を下回らない有効な入札を行った者を落札者とする。決定後、落札者にその旨を通知するとともに、入札結果は総務課入札審査室で公表する。

落札者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

第10 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

入札保証金 免除

契約保証金 金額については、請負代金額の10分の1以上とし、保証方法等詳細については、天理市建設工事執行規則第13条に規定する契約書に定めるとおりとする。

(2) 入札の無効

本入札説明書に規定した競争参加資格が認められていない者のなした入札、第2に定める競争参加資格がない者のなした入札、第6に定める入札の方法によらない入札、本市に対し虚偽の記載をした申請書又は資料を提出した者のなした入札並びに仕様書及び天理市建設工事郵便入札試行要領において示した入札条件等に違反した入札は無効とする。

(3) 入札中止条件

この入札手続執行途中で、入札参加可能者が3者未満となったとき又は入札開札時に入札参加者が3者未満となったときは、その段階で入札手続又は入札を中止する。

第11 入札公告の掲示場所 天理市役所 掲示場

第12 問い合わせ先 天理市役所総務部総務課入札審査室 電話番号0743 63 1001 内線332

(平成22年6月9日揭示済)

天理市公告第22号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第6条第6項の規定により「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」を一部変更したので、同条第7項の規定により公告する。

平成22年6月9日

天理市長 南 佳 策

なお、その関係書類を天理市環境経済部農林課に備え置いて縦覧に供する。

(平成22年7月1日揭示済)

天理市公告第23号

一般競争入札について

次のとおり一般競争入札に付すので、天理市契約規則(昭和40年8月天理市規則第22号)第3条の規定により公告する。

平成22年7月1日

天理市長 南 佳 策

1 工事概要

(1) 工 事 名 天理市立櫛本小学校屋内運動場新築工事(建築工事)

分離発注実施に伴い電気設備工事については、別途発注の予定。

(2) 工事場所 天理市櫛本町

(3) 工事概要

鉄骨造平家建屋内運動場新築工事 延床面積1,171㎡

・地業：既製PHC節杭(73本、L=10.0m)

・基礎：鉄筋コンクリート造

・外壁：セメント押出中空成形板張り

・屋根：鋼板葺き

・アリーナ床：システム床、フローリング仕上

・その他：体育器具、舞台装置

- ・機械設備工事：給水排水、衛生、換気、ガス設備
- ・屋外附帯工事：鉄骨造渡り廊下、フェンス、舗装、雨水排水工事

- (4) 工期 平成23年3月28日まで
- (5) 予定価格 310,092,300円(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)
- (6) 最低制限価格 279,952,050円(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)

2 競争参加資格

- (1) 天理市に建設工事入札参加資格申請書を提出している建築一式工事の資格を有する建設業者(天理市内に本店又は営業所(建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項に規定するもののうち本店を除いたものであって、かつ、当該営業所が本市に対する入札参加資格を有する者に限る。)を有する者)2者で構成される特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)であって、次号から第5号までに掲げる条件をすべて満たし、この工事に係る競争入札参加資格の確認を受けた者であること。
- (2) 共同企業体を構成する建設業者(以下「共同企業体構成員」という。)の出資比率は、30%以上であること。ただし、共同企業体の代表者については、同比率が最大であること。
- (3) 共同企業体構成員のすべてが、次の条件をすべて満たしていること。
地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
建設業法第15条の規定による特定建設業の許可を、建築一式工事について受けている者であること。

経営規模等評価結果(審査基準日が、本入札参加資格確認申請書の提出締切日より1年7ヶ月前までの直近のもの)における建築一式工事の総合評定値が、共同企業体構成員のうち、代表者にあつては750点以上であり、かつ天理市が平成22年7月1日に発表した建設工事請負業者格付表(平成22年度)において、建築一式工事の格付がA等級に位置づけられる者であること。代表者以外の構成員(以下「その他の構成員」という。)にあつては、経営規模等評価結果(審査基準日が、本入札参加資格確認申請書の提出締切日より1年7ヶ月前までの直近のもの)における建築一式工事の総合評定値が700点以上であり、かつ天理市が平成22年7月1日に発表した建設工事請負業者格付表(平成22年度)において、建築一式工事の格付がB等級以上に位置づけられる者であること。

本競争入札参加資格確認時点並びにその後に予定されている本件の入札の開札日までの間に、天理市より指名停止措置を受けていない者であること。

本工事の仕様書に対する質問を、書面(様式は自由とする。以下「質問書」という。)により提出した者であること。

天理市に対して不誠実な行為のない者であること。

- (4) 共同企業体構成員は、それぞれの立場に応じて要求される次の条件のすべてを満たす技術者をこの工事を行う期間中、専任で配置できること。

代表者

- ア 1級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者(1)
- イ 建築工事業の「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習終了証」の交付を受けている監理技術者又はこれに準ずる者(2)
- ウ 入札の申し込みのあった日以前に三箇月以上の雇用関係にある者

その他の構成員

- ア 1級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する主任技術者(1)
- イ 入札の申し込みのあった日以前に三箇月以上の雇用関係にある者
 - (1) これと同等以上の資格を有する者とは、次の 又は のいずれかに該当するものをいう。
一級建築士の資格を有する者
これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣(平成13年1月5日以前にあつては建設大臣)が認定した者
 - (2) これに準ずる者とは、次の 又は のいずれかに該当する者をいう。
平成16年2月29日以前に交付を受けた監理技術者資格者証を有する者
平成16年2月29日以前に監理技術者講習を受けた者であつて、平成16年3月1日以後に監理技術者資格者証の交付を受けた者である場合には、監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証明書を有する者

- (5) 次に掲げる設計業務の受託者と資本又は人事面において関連がある者でないこと。

名称 (株)溜谷設計

住所 天理市田部町16番地

3 入札手続等

- (1) 担当部課
〒632 8555 天理市川原城町605番地 天理市役所総務部総務課入札審査室
電話番号0743 63 1001 内線332
- (2) 入札説明書の交付期間及び場所
交付期間 平成22年7月1日(木)から平成22年7月12日(月)までの土曜日、日曜日及び国民

の祝日を除く午前9時から午後4時30分まで（正午から午後1時までを除く。）。

交付場所 上記3(1)に同じ。

- (3) 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出の期間、場所及び方法
提出期間 平成22年7月1日（木）から平成22年7月12日（月）までの土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後4時30分まで（正午から午後1時までを除く。）。
提出場所 上記3(1)に同じ。
提出部数 1部
提出方法 持参すること。
作成及び提出にかかる費用は、申請者の負担とする。
- (4) 仕様書公開の期間及び場所
日時 平成22年7月1日（木）から平成22年7月12日（月）までの土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後4時30分まで（正午から午後1時までを除く。）。
場所 3(1)に同じ。
- (5) 仕様書に対する質問書は、質疑の有無にかかわらず、下記期限までに提出するものとする。
提出期限 平成22年7月15日（木）午後4時30分
提出場所 3(1)に同じ。
提出方法 質問書の提出は、持参によることとし、郵送、宅配便等による送付又は電送によるものは、認めない。
- (6) 競争参加資格者は、天理市建設工事執行規則（昭和48年2月天理市規則第4号）第8条に規定する入札書に必要な事項を記入し、記名押印した上で、天理市建設工事郵便入札試行要領に基づき、日本郵便郵便事業株式会社天理支店留の一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により指定された到着期限までに郵便により提出しなければならない。入札書が到着期限日までに到着しなかったときは、入札を辞退したものとみなす。
- (7) 入札書の到着期限日及び送付先
到着期限日 平成22年8月18日（水）
入札書の送付先 日本郵便郵便事業(株)天理支店留 天理市役所総務部総務課入札審査室行
- (8) 開札の日時及び場所
日時 平成22年8月19日（木） 午前9時30分から
場所 天理市川原城町605番地 天理市役所3階334会議室

4 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金
入札保証金 免除
契約保証金 契約保証金額は請負金額の10分の1以上とし、保証方法等詳細については、天理市建設工事執行規則（昭和48年2月天理市規則第4号）第13条に規定する契約書に定めるとおりとする。
 - (2) 入札の無効
本入札説明書に規定した競争参加資格が認められていない者のなした入札、2に定める競争参加資格がない者のなした入札、本市に対し虚偽の記載をした申請書又は資料を提出した者のなした入札、並びに入札説明書、仕様書及び天理市建設工事郵便入札試行要領において示した入札条件に違反した入札は無効とする。
 - (3) 入札中止条件
この入札手続執行途中で、入札参加可能者が3者未満となったとき又は開札時に入札参加者が3者未満となったときは、その段階で入札手続又は入札を中止する。
 - (4) 落札者の決定方法
入札の回数は、1回とする。
天理市契約規則第6条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の入札書記載金額を提示し、かつ、最低制限価格を下回らない有効な入札を行った者を落札者とする。決定後、入札結果は総務課入札審査室で公表する。
落札者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、該当者に「くじ」を引かせて落札者を決定するものとする。
 - (5) 手続における交渉の有無
無
 - (6) 契約書作成の要否
要
 - (7) 契約日
本工事の契約は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年3月天理市条例第11号）第2条の規定により議会の議決を要するため、契約日については議決日以降となり、それまでの間は仮契約とする。
- 5 入札公告の掲示場所 天理市役所 掲示場

教育委員会

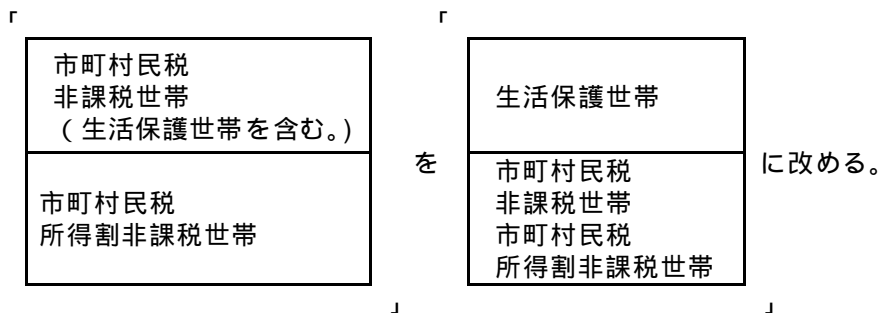
天理市教育委員会訓令甲第1号

天理市立幼稚園の入園料及び保育料の徴収に関する条例及び天理市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則に基づく事務処理規程（平成4年3月天理市教育委員会訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

平成22年6月8日

天理市教育委員会
教育委員長 北田良嗣

第2号様式、第4号様式及び第6号様式中



附 則

この規程は、平成22年6月8日から施行する。

(平成22年6月28日揭示済)

天教告示第8号

平成22年7月7日午前9時30分から7月定例教育委員会を天理市役所に招集する。

平成22年6月28日

天理市教育委員会
委員長 北田良嗣

農業委員会

(平成22年7月1日揭示済)

天農委告示第7号

平成22年7月8日午後2時から、下記事項を付議するため天理市農業委員会を天理市役所に招集する。

平成22年7月1日

天理市農業委員会
会長 森田周作

記

- 議案第1号 農地法（昭和27年法律第229号）第3条に関する許可申請について
- 議案第2号 農地法第4条に関する許可申請について
- 議案第3号 農地法第5条に関する許可申請について
- 議案第4号 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）による農用地利用集積契約について
- 議案第5号 天理農業振興地域整備計画の変更について
- 議案第6号 その他
市街化区域の専決処分について（報告）

議 会

(平成22年6月30日揭示済)

天理市議会議員の政治倫理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年6月30日

天理市議会議長 佐々岡 典雅

天理市議会規則1号

天理市議会議員の政治倫理に関する規則の一部を改正する規則

天理市議会議員の政治倫理に関する規則（平成6年3月天理市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

様式第3号中

株式等の事業・譲渡・雑所得			を
株式等の事業・譲渡・雑所得			に改める。
上場株式等の配当所得			

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会

(平成22年6月14日掲示済)

天選告示第7号

平成22年7月11日執行予定の参議院(選挙区選出)議員選挙における公職選挙法(昭和25年法律第100号)第144条の2第1項の規定により設置したポスター掲示場は、次のとおりである。

平成22年6月14日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内 靖介

別紙のとおり 略

(平成22年6月17日掲示済)

天選告示第8号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第23条第1項及び第30条の7第1項の規定により、平成22年6月24日に縦覧に供する選挙人名簿に登録した者の氏名、住所等を記載した書面並びに在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称等(当該在外選挙人名簿に登録した者がいずれの市町村の住民基本台帳にも記録されることがない者である場合には、その者の氏名、経由領事官の名称及び生年月日)を記載した書面の縦覧場所は、次のとおりである。

平成22年6月17日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内 靖介

縦覧場所 天理市川原城町605番地 天理市役所内 天理市選挙管理委員会事務局

(平成22年6月17日掲示済)

天選告示第9号

平成22年7月11日執行の参議院議員通常選挙につき、在外選挙人が期日前投票を行う期日前投票所は、次の場所に設ける。

平成22年6月17日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内 靖介

在外選挙人が期日前投票を行う期日前投票所名	在外選挙人が期日前投票を行う期日前投票所の場所
天理市役所期日前投票所	天理市川原城町605番地 天理市役所1階131会議室

(平成22年6月23日掲示済)

天選告示第10号

平成22年6月23日現在における地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例等に関する法律(平成16年法律第59号)第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第4条第11項及び第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第1項第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成22年6月23日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内 靖介

50分の1の数 1,076人
6分の1の数 8,964人
3分の1の数 17,927人

(平成22年6月24日揭示済)

天選告示第11号

平成22年7月11日執行の参議院議員通常選挙における期日前投票所は、次の場所に設ける。

平成22年6月24日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内 靖介

期日前投票所名	期日前投票所の場所
天理市役所期日前投票所	天理市川原城町605番地 天理市役所 1階 131会議室

(平成22年6月24日揭示済)

天選告示第12号

平成22年7月11日執行の参議院議員通常選挙における天理市役所期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

平成22年6月24日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内 靖介

別紙のとおり 略

(平成22年6月24日揭示済)

天選告示第13号

平成22年7月11日執行の参議院議員通常選挙における本市の各投票区の投票所は、次の場所に設ける。

平成22年6月24日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内 靖介

別紙のとおり 略

(平成22年6月24日揭示済)

天選告示第14号

平成22年7月11日執行の参議院議員通常選挙につき、本市開票区の開票は、次の場所及び日時に行う。

平成22年6月24日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内 靖介

- 1 場所 天理市丹波市町180番地 天理市立丹波市小学校体育館
- 2 日時 平成22年7月11日 午後9時10分

(平成22年6月24日揭示済)

天選告示第15号

平成22年7月11日執行の参議院議員通常選挙における各投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

平成22年6月24日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内 靖介

別紙のとおり 略

(平成22年6月24日揭示済)

天選告示第16号

平成22年7月11日執行の参議院議員通常選挙における開票管理者及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

平成22年6月24日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内 靖介

開票管理者		開票管理者の職務代理者	
住 所	氏 名	住 所	氏 名
天理市櫛本町1504番地 1	堀内 靖介	天理市福住町7821番地	久保 善史

(平成22年6月24日揭示済)

天選告示第17号

平成22年7月11日執行の参議院選挙区選出議員選挙につき、本市の各投票所内における候補者の氏名及

び党派別の掲示の順序を定めるくじは、次の場所及び日時に行う。
平成22年6月24日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内 靖介

- 1 場所 天理市役所3階 333会議室
- 2 日時 平成22年6月24日 午後5時15分

(平成22年6月24日掲示済)

天選告示第18号

平成22年7月11日執行の参議院議員通常選挙において、公職選挙法第62条第2項及び第4項の規定により、開票立会人として届出のあった者が10人を超えるとき及び同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる者が3人以上あるときにおけるくじは、次の場所及び日時に行う。
平成22年6月24日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内 靖介

- 1 選挙区選出議員選挙に係るくじ
場所 天理市役所5階 533B会議室
日時 平成22年7月8日 午後5時15分
- 2 比例代表選出議員選挙に係るくじ
場所 天理市役所5階 533B会議室
日時 平成22年7月8日 午後5時25分

公営企業

(平成22年6月18日掲示済)

天理市上下水道局告示第11号

天理市指定給水装置工事事業者の指定について

平成22年6月18日付をもって下記の者を天理市指定給水装置工事事業者として指定したので告示する。
平成22年6月18日

天理市上下水道事業管理者
中谷 博

天理市指定給水装置工事事業者

商号 菅原設備

代表者 菅原 伸太郎

住所 奈良県奈良市四条大路3丁目2 51 202

(平成22年6月30日掲示済)

天理市上下水道局告示第12号

天理市指定下水道工事店の指定について

平成22年6月30日付けをもって、下記の者を天理市指定下水道工事店として指定したので告示する。
平成22年6月30日

天理市上下水道事業管理者
中谷 博

記

天理市指定下水道工事店

指定下水道工事店第199号

商号又は名称 株式会社 創信

代表者 片岡 信孝

店舗の所在地 大和郡山市西田中町551番地17

指定下水道工事店第200号

商号又は名称 アステック 株式会社

代表者 東田 吉博

店舗の所在地 生駒市小瀬町34番地9

指定下水道工事店第201号

商号又は名称 中川設備

代表者 中川 安雄

店舗の所在地 天理市二階堂南菅田町14番地

指定下水道工事店第202号

商号又は名称 マルコウ設備株式会社 奈良営業所

代表者 木下 孝司
店舗の所在地 奈良市朱雀三丁目15番地の1 高の原駅前団地2 503
指定下水道工事店第203号
商号又は名称 株式会社西脇産業 奈良営業所
代表者 西脇 勤
店舗の所在地 奈良市白毫寺町67番地の3
指定下水道工事店第204号
商号又は名称 吉田水道工業所
代表者 吉田 祐介
店舗の所在地 橿原市小綱町12番43号
指定下水道工事店第205号
商号又は名称 株式会社 魚田水道工業所
代表者 魚田 尚義
店舗の所在地 桜井市大字外山344番地の4
指定下水道工事店第206号
商号又は名称 菅原設備
代表者 菅原 伸太郎
店舗の所在地 奈良市四条大路三丁目2番51 202号
指定下水道工事店第207号
商号又は名称 株式会社 山下設備
代表者 山下 和夫
店舗の所在地 生駒郡斑鳩町法隆寺南一丁目1番26号
指定下水道工事店第208号
商号又は名称 山口住設
代表者 山口 益宏
店舗の所在地 天理市中之庄町71番地
指定下水道工事店第209号
商号又は名称 株式会社 吉川ガスセンター
代表者 吉川 睦代
店舗の所在地 橿原市醍醐町286番地の1

(平成22年6月30日揭示済)

天理市上下水道局告示第13号

天理市指定下水道工事店の指定取消しについて

平成22年6月30日付けをもって、下記の者を天理市指定下水道工事店の指定を取り消したので告示する。

平成22年6月30日

天理市上下水道事業管理者
中 谷 博

取消天理市指定下水道工事店

指定下水道工事店第7号
商号又は名称 吉川ポンプ店
代表者 吉川 照子
店舗の所在地 天理市櫛本町2221番地
指定下水道工事店第89号
商号又は名称 株式会社 ドリームホームアップ
代表者 吉田 喜次
店舗の所在地 奈良市青山三丁目1番地13 401号
指定下水道工事店第157号
商号又は名称 中川設備
代表者 中川 一
店舗の所在地 天理市櫛本町1487番地10